

令和3年4月23日

健康福祉部

報道関係者各位

県立こども医療療育センターにおける文書料の誤徴収について

このことについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 事案の概要

- こども医療療育センター（庄内支所を含む）では、健康保険等を適用して治療用装具（足底装具等）を作る場合に証明書等を交付しているが、令和2年10月末、お子さんの治療用装具に係る医師の証明書を受け取りに来所された保護者の方に対し、窓口で交付手数料（1,320円）を請求したところ、無償ではないかとの質問があった。
- 同年11月、同センター本所において、根拠規定「保険医療機関及び保険医療養担当規則（厚生省令）」及び県条例・規則の確認を行うとともに、制度を所管する関係機関等への照会を行い確認したところ、当該証明書は無償で交付しなければならないことが判明した。
- その後、直ちに会計システムのプログラムを修正。
- 電子カルテ、会計システム、紙カルテ等により過去にさかのぼって調査した結果、誤徴収していたことが判明した。

	件数	実人数	金額	誤徴収が判明した期間
本所	342件	160人	486,030円	H23.5.1～R2.10.28
庄内所	55件	27人	87,340円	H26.4.1～R2.11.6

- 誤徴収が判明した期間分については、今後速やかに返還手続きを進めていく（上記期間以前分についても、領収書等により事実確認ができた場合は同様に対応）。

2 再発防止に向けた対応

- 全ての徴収事務について正確な徴収事務一覧表を作成し、チェックを徹底
- 管理職等による法令や通知等の徴収根拠に係る定期的な確認

【問い合わせ先】

健康福祉部障がい福祉課

課長補佐（総括）土屋 昭子

電話 023-630-2270

【報道監】

健康福祉部次長 大場 秀樹